

証券コード：4750
平成29年6月22日

株 主 各 位

大阪市中央区南本町2丁目6番12号
株 式 会 社 ダ イ サ ン
代表取締役社長 藤 田 武 敏

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年7月6日（木曜日）当社営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年7月7日（金曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）
2. 場 所 大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階「浪華」の間
（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項 第43期（平成28年4月21日から平成29年4月20日まで）事業報告および計算書類報告の件
- 報告事項
- 決議事項
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ▶ なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.daisan-g.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ▶ 当日は、「COOL BIZ（クールビズ）」にてご対応いたします。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月21日から
平成29年4月20日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国の経済は、年度前半に英国のEU離脱決定などの影響から、為替は円高で推移したものの、夏場以降は米国大統領選挙や米国の利上げ決定の影響から円安が進み、輸出企業を中心に業績の改善が続きました。また、雇用情勢は完全雇用に近い状態で推移し、人手不足感が強まったことから、賃金は緩やかに持ち直し、弱さが続いていた個人消費に回復の兆しが見えるようになりました。

当社に関連の深い住宅業界におきましては、マイナス金利政策による低金利と税制優遇策の継続により、賃貸住宅を中心に、住宅着工戸数は前年同期と比べ増加いたしました。

こうした状況において、当社の施工サービス事業では、営業基盤の拡大とお客様の対応力強化を目的に、サービスセンター内の営業部署再編を行い、営業担当者の増員を行いました。また、引き続き大手住宅メーカーとの取引を拡大し、リフォーム物件の受注を増やしながらも、首都圏における受注量の増加と熊本県内での震災の復旧・復興に対応すべく、機動的に施工人員の移動を行い、施工効率を向上することで、施工力確保に努めました。これらにより、同事業では、前年同期と比べ、売上高、利益とも増加いたしました。

製商品販売事業では、販売効率を高めるための組織変更を行い、新たな製品の開発、商品ラインナップの拡充、新販路の開拓を積極的に進めた結果、前年同期と比べ、売上高、利益とも増加いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は8,259百万円（前年同期比4.1%増）、利益につきましては、営業利益722百万円（同0.7%増）、経常利益736百万円（同2.0%減）、当期純利益については、前期に特別利益として投資有価証券売却益477百万円を計上しておりましたが、今期は計上がないため480百万円（同38.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、124百万円であります。その主なものは、名古屋サービスセンターの移転に伴う費用70百万円、埼玉北サービスセンターの開設に伴う費用23百万円であります。

また、上記の他、施工サービス事業において、賃貸用仮設材235百万円を投入しております。

- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第40期	第41期	第42期	第43期
	(平成26年4月期)	(平成27年4月期)	(平成28年4月期)	(当事業年度) (平成29年4月期)
売上高(百万円)	8,976	7,751	7,932	8,259
経常利益(百万円)	1,559	895	752	736
当期純利益(百万円)	941	565	786	480
1株当たり当期純利益 (円)	124.43	74.79	108.36	74.97
総資産(百万円)	9,643	9,107	7,980	7,939
純資産(百万円)	6,680	7,131	6,138	6,457

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除)に基づき算出しております。

- (3) 重要な親会社および子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社事業におきましては、足場施工サービス・足場部材を拡販し、シェア向上を図るため、営業基盤の強化、施工力の強化、商品力の強化を中心に取り組んでおります。

具体的には、施工サービス事業において、大手ハウスメーカーとの関係強化や施工スタッフの採用強化、足場に関するさらなる安全の確保、社内検定や資格制度の推進による施工技術の向上と魅力ある施工スタッフ制度の拡充、情報技術を利用した施工効率の向上など、製商品販売事業においては、施工サービス事業との情報共有による商品開発、新たな販売チャネルの開拓などを課題として取り組んでおります。

今後とも経営品質の向上に努め、売上高、利益を適正に確保してまいります。

(5) 主要な事業内容(平成29年4月20日現在)

当社は、ビケ足場施工サービス事業、製商品販売事業およびその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① ビケ足場施工サービス事業
クサビ式足場「ビケ足場」の施工サービス
- ② 製商品販売事業
建築物・仮設機材の製造・販売(ビケ部材の他、中高層建築や橋梁などで使用される一般仮設材)
- ③ その他の事業
業務受託および保険代理店ほか

(6) 主要な営業所および工場 (平成29年4月20日現在)

(名 称)	(所在地)	(名 称)	(所在地)
本 社	大 阪 市 中 央 区	広島サービスセンター	広 島 市 安 佐 南 区
堺 工 場	堺 市 中 区	広島東サービスセンター	広 島 県 東 広 島 市
商 品 セ ン タ ー	堺 市 中 区	山口東サービスセンター	山 口 県 岩 国 市
東 京 支 店	東 京 都 中 央 区	岡山サービスセンター	岡 山 県 倉 敷 市
九 州 支 店	福 岡 県 古 賀 市	福岡サービスセンター	福 岡 県 古 賀 市
埼玉サービスセンター	埼 玉 県 狭 山 市	福岡西サービスセンター	福 岡 県 糸 島 市
神奈川サービスセンター	相 模 原 市 南 区	福岡東サービスセンター	福 岡 県 京 都 郡 み や こ 町
東京サービスセンター	東 京 都 武 蔵 村 山 市	北九州サービスセンター	北 九 州 市 八 幡 西 区
横浜サービスセンター	横 浜 市 金 沢 区	山口サービスセンター	山 口 県 下 関 市
埼玉東サービスセンター	埼 玉 県 草 加 市	熊本サービスセンター	熊 本 市 東 区
千葉サービスセンター	千 葉 県 印 西 市	熊本北サービスセンター	熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町
埼玉北サービスセンター	埼 玉 県 久 喜 市	福岡南サービスセンター	福 岡 県 久 留 米 市
滋賀サービスセンター	滋 賀 県 草 津 市	大分サービスセンター	大 分 県 大 分 市
京都サービスセンター	京 都 府 亀 岡 市	大阪整備工場	堺 市 中 区
名古屋サービスセンター	名 古 屋 市 南 区	神戸北整備工場	神 戸 市 北 区
大阪サービスセンター	堺 市 中 区	福岡南整備工場	福 岡 県 久 留 米 市
大阪北サービスセンター	大 阪 府 枚 方 市	福岡東整備工場	福 岡 県 京 都 郡 み や こ 町
兵庫サービスセンター	兵 庫 県 加 古 川 市	埼玉整備工場	埼 玉 県 狭 山 市
神戸北サービスセンター	神 戸 市 北 区		

(7) 従業員の状況 (平成29年4月20日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
370名(129名)	33名減(7名減)	35.5歳	9.7年

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員・常用パート・外国人技能実習生を含む。)は()外数で記載しております。

(8) 主要な借入先 (平成29年4月20日現在)

借 入 先	借 入 額
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	41,900千円

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (平成29年4月20日現在)

- (1) **発行可能株式総数** 26,000,000株
(2) **発行済株式の総数** 7,618,000株 (自己株式 1,205,110株を含む)
(3) **株主数** 2,012名
(4) **大株主 (上位10名)**

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 浦 基 和	1,218,000株	18.99%
有 限 会 社 和 顔	424,000	6.61
ダ イ サ ン 取 引 先 持 株 会	381,700	5.95
大 原 春 子	343,200	5.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	314,000	4.90
金 沢 昭 枝	275,200	4.29
三 浦 民 子	268,300	4.18
ダ イ サ ン 従 業 員 持 株 会	244,660	3.82
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	200,000	3.12
三 浦 宣 子	128,000	2.00

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が1,205,110株あります。
2. 持株比率は自己株式 (1,205,110株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

- (1) 取締役の状況（平成29年4月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	三 浦 基 和	
代 表 取 締 役 社 長	藤 田 武 敏	営業本部長
常 務 取 締 役	岡 光 正 範	
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	裴 薫	弁護士法人オルビス代表社員
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	石 光 仁	公認会計士税理士石光仁事務所所長
仮取締役（監査等委員）	豊 田 孝 二	アクシア法律会計事務所所長

- (注) 1. 取締役（監査等委員・常勤）森 義明氏は、平成28年12月6日に逝去したことにより、取締役（監査等委員・常勤）を退任いたしました。これに伴い大阪地方裁判所に仮取締役の選任の申立てを行い、平成29年3月3日に豊田 孝二氏が選任され、仮取締役（監査等委員）に就任いたしました。
2. 取締役（監査等委員）裴 薫氏、取締役（監査等委員）石 光仁氏および仮取締役（監査等委員）豊田 孝二氏は社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）裴 薫氏、取締役（監査等委員）石 光仁氏および仮取締役（監査等委員）豊田 孝二氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（監査等委員）裴 薫氏は、会計士補の資格を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）石 光仁氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・仮取締役（監査等委員）豊田 孝二氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は取締役（監査等委員）裴 薫氏および取締役（監査等委員）石 光仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために森 義明氏を常勤の監査等委員として選定しておりましたが、平成28年12月6日に逝去により退任されたため、現在、常勤の監査等委員は選定しておりません。

なお、監査等委員会設置会社のもと、社外取締役3名で構成される監査等委員会が主体となり、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しておりますが、遠隔での監査が実施しやすいように、グループウェアのIDを割当て、常に社内資料の確認ができるなどの環境整備を行っています。そのため、以前の様に、必ずしも常勤者の選定が必要であると判断していないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

6. 当事業年度中における取締役の担当を以下のとおり変更しております。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
藤 田 武 敏	代表取締役社長	代表取締役社長 営業本部長	平成28年6月16日
岡 光 正 範	常務取締役 施工営業本部長	常務取締役 施工サービス本部長	平成28年6月16日
岡 光 正 範	常務取締役 施工サービス本部長	常務取締役	平成29年2月16日

(2) 取締役を支払った報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 （-名）	81,434千円 （-千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	6,600千円 （4,200千円）
合 計 （うち社外役員）	6名 （2名）	88,034千円 （4,200千円）

- (注) 1. 上記には、平成28年12月6日に逝去により退任した取締役（監査等委員）1名を含めております。
 2. 平成27年7月9日開催の定時株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）分が年額120,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役分が年額15,000千円以内であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役（監査等委員） 藪 薫氏は、弁護士法人オルビスの代表社員であります。
 当社は弁護士法人オルビスとの間には特別な関係はありません。
 - ・ 取締役（監査等委員） 石 光仁氏は、公認会計士税理士石光仁事務所の所長であります。
 当社は公認会計士税理士石光仁事務所との間には特別な関係はありません。
 - ・ 仮取締役（監査等委員） 豊田 孝二氏は、アクシア法律会計事務所の所長であります。
 当社はアクシア法律会計事務所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
取締役（監査等委員）	藪 薫	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、監査等委員会4回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会については、単に業務執行員の業務執行に対する適法性・妥当性の確認を行い、議決権行使をするだけでなく、経営課題やリスク管理体制についての整備および運用状況の確認など、職業的専門家の見地を超え、社外の立場から提言をしております。</p> <p>また、監査等委員会において、社内の統治体制や監査結果についての意見交換等、法曹としての見地から適宜、発言を行い、必要があれば内部監査室と連携の上、調査、報告の指示を行っております。</p>
取締役（監査等委員）	石 光 仁	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、監査等委員会4回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会については、財務・会計の専門家として、業務執行に対する適法性・妥当性の確認を行い、議決権行使をするだけでなく、社外での経営に関するアドバイザーとしての知見をもとに、経営課題等、広い範囲で意見や提言をしております。</p> <p>また、監査等委員会において、会計監査人の業務内容や、財務報告に係る内部統制の体制、内部監査における会計上のモニタリング実施状況等について適宜、必要な発言を行い、必要があれば内部監査室と連携の上、調査、報告の指示を行っております。</p>
仮取締役（監査等委員）	豊田孝二	<p>平成29年3月3日就任以降、当事業年度に開催された取締役会1回に出席し、監査等委員会1回に出席いたしました。</p> <p>弁護士および公認会計士の資格を有し、就任からの期間が短いながらも、過去の計算書類等の閲覧、他の取締役や内部監査員への質問の手続きを中心に、専門家としての見地より企業統治の状況確認を行い、社外の立場から必要な提言をしております。</p>

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（監査等委員）藪 薫氏および取締役（監査等委員）石 光仁氏との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	12,300千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の額を同意するにあたり、取締役、情報取扱責任者、経理財務課責任者および職務を補助すべき使用人として指名した内部監査室員および内部統制委員会委員より提供された情報と、会計監査人より提供された過年度の監査結果の監査工数、監査手続等の職務遂行状況の報告、並びに品質管理システムの整備・運用状況の概要報告を踏まえ、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は適性であると判断し、同意をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、原則として、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、『社是』『企業理念』『経営方針』『品質方針』『安全衛生管理方針』に関し、代表取締役が、その精神を役職者はじめ全使用人に、継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守及び清廉潔白、公明正大が企業活動の原点であることを周知徹底します。

代表取締役は、企業がその事業活動に対して求められている社会的要請を実現するための体制をコンプライアンス体制と位置付け、経営企画室をコンプライアンス全体に関する総括部門とし、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたります。

監査等委員会及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、監理委員会を通じて取締役会に報告します。取締役会は、適宜コンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任部署を経営企画室とし、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」及び「IT管理規程」に定め、当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存します。

監査等委員会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているか監査し、必要に応じて取締役会に報告します。「文書管理規程」及び「IT管理規程」は、必要に応じて適宜見直し、改善を図るものいたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクを統括的に管理する部門は経営企画室とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立します。カテゴリ毎のリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」「与信債権管理規程」「安全衛生管理規程」「固定資産管理規程」「事業所管理規程」「非常災害対策規程」等を制定します。

監査等委員会及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を監理委員会を通じて取締役会に報告します。取締役会は、適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営企画室は、中期経営計画及び年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるように監督します。各部門担当取締役・執行役員・部長・リーダーは、経営計画及び「組織関連規程」に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行

体制を決定します。経営企画室は、その遂行状況を各部門担当取締役・執行役員・部長・リーダーに取締役会・経営会議・その他部門会議等において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図ってまいります。

また「組織関連規程（組織規程・職務権限規程等）」は、必要に応じて適宜見直し、改善を図るものいたします。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

代表取締役は、「①」で述べた「コンプライアンス全体に関する総括責任部門」の他に、各部門の部長・リーダーをコンプライアンス推進責任者として任命し、グループ全体のコンプライアンスを推進できる体制にいたします。

また、施工・営業・製造部門の担当取締役・執行役員は、既存の「外注管理規程」「サービスマン管理規程」等に基づき、グループにおける業務の適正を確保させます。

監査等委員会及び内部監査室は、グループにおける業務の適正が確保されているかを監査し、取締役会、監理委員会に報告します。

取締役会は、グループにおける業務の適正を確保するための体制について適宜見直し、問題点の把握と改善に努めます。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査等委員会と協議の上、内部監査室員及び内部統制委員会委員を監査等委員を補助すべき使用人として指名することができます。

監査等委員会が指定する補助すべき期間中、当該使用人に関しては、監査等委員に指揮権が移譲したものとして、監査等委員会以外の取締役の指揮命令は受けず、また、監査等委員会の同意なしに解任することができないものとしします。

⑦ 監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議及び各委員会並びに各部門会議等、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を法令・定款及び「監査等委員会規程」等社内規程に基づき、監査等委員会に報告するものいたします。

監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、稟議書類等、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締

役及び使用人に説明を求めることといたします。

また、「監査等委員会規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査等委員は、内部監査室及び会計監査人と情報の交換を行うなど連携を保ちながら、自らの監査結果の達成を図ってまいります。

- ⑧ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を通知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定した「外部内部通報規定」の周知徹底に取り組んでおります。

- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するために、「内部統制運用規程」を制定すると共に、「内部統制委員会」を設置して、内部統制の確実な運用と継続的改善を図ってまいります。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

- ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

また、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を経営企画室と定め、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行うとともに、警察等関連機関との情報交換及び連携を図ってまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 全社における法令及び社会倫理を遵守するための体制の運用状況

・当社では、全ての役職員、使用人について、法令及び社会倫理を遵守するための基本的な指針として、「企業倫理規程」及び「企業倫理綱領」を定めております。また、当該規程を全ての役職員が共有し、意識しやすくするために、「ダイサン行動基準10訓」を定め、日々の朝礼にて唱和しております。

なお、「ダイサン行動基準10訓」については、当社のウェブサイト (<http://www.daisan-g.co.jp/company/vision//index.html>) にて公開しております。

- ・代表取締役は、全ての役職員、使用人が法令及び社会倫理の遵守に努められるよう、『社是』『企業理念』『経営方針』『品質方針』『安全衛生管理方針』の周知徹底を図り、当社に対する社会的要請を反映するため、適宜見直しを行っております。
 - ・監査等委員会及び内部監査室は、内部監査業務により連携を図り、全社的なコンプライアンスの状況を調査し、適宜、監理委員会を通じて取締役会に報告を行っております。
 - ・内部通報に係る適切な体制整備を行うため、通報手段の拡充と通報者の保護強化を図るべく、既存の規定の見直しを行いました。
- ② 全社的なリスク管理体制の運用状況
- ・リスク管理体制の基盤となる、全社及び部門毎の関連規程については、適宜見直しを行い、規程の遵守状況の評価については、経営企画室における審査業務と、内部監査室が実施する内部監査業務を中心に行い、個別での是正指導や監査等委員会、監理委員会、経営会議への報告を通じて、リスクに応じた適切な対応を行っております。
 - ・リスクへの対応については、経営企画室が統括的に管理しておりますが、リスクの重要性に応じ、顧問弁護士をはじめ弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士など各業務分野に関わる職業的専門家から、適時アドバイスを受ける体制を構築し、事前のリスク回避を行っております。
- ③ 取締役の職務が適正かつ効率的に執行される体制の運用状況
- ・平成27年7月9日より、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、議決権のある監査等委員である取締役を置くことにより、業務執行取締役に対する、より一層の監査・監督機能の強化を行いつつ、執行役員を選任することで、取締役会における意思決定の迅速な執行体制の運用を行っております。
 - ・取締役会において決定された業務執行に関する事項については、経営会議や4つの専門委員会（中央安全衛生、監理、人事、内部統制）での合議により、具体的な執行内容の決定と進捗管理が行われ、各部門においては、決定された事項、経営計画及び「組織関連規程」に基づき、具体的な施策及び効率的な業務の執行と進捗の報告が行われています。
 - ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につきましては、関連する規程に則り、適切な運用を実施しております。また、情報技術に関する機器を通して、外部へ情報が流出するリスク並びに外部より侵入されるリスクを低減するため、IT資産管理及び情報漏えい対策のための仕組みを導入いたしました。
- ④ 監査等委員会の職務が適正かつ効率的に執行される体制の運用状況
- ・監査等委員会は、常勤監査等委員1名を選任し、社外取締役である監査等委員2名をあわせ、計3名で構成しておりましたが、平成28年12月6日に常勤監査等委員1名が逝去したことにより、大阪地方裁判所に仮取締役の選任の申し立てを行い、平成29年3月3日に仮取締役が

就任したため、監査等委員会は、社外取締役である監査等委員3名で構成しております。監査等委員会は、法令、定款及び「監査等委員会規程」等に従い、監査等委員会の開催と、取締役会等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧、業務、財産状況の調査等を通じて、取締役会及び業務執行取締役の業務執行の妥当性、適法性の監査・監督を行っております。

- ・ 監査等委員会は、内部監査室と常に相互連携を行い、監査対象についてのリスクを適時に把握するため、日常的なモニタリング結果をはじめ、定期的な往査による監査結果の情報共有、共同での監査を実施するなど、効率面に留意しながらも、効果的な監査となるよう、業務を執行しております。
- ・ 社外取締役である監査等委員につきましては、遠隔にて社内の状況が把握できるように、全ての役職員が使用するグループウェアの閲覧権限を設定しております。

⑤ 内部監査の状況

- ・ 内部監査については、監査等委員会の直属として内部監査室を設置し、「内部監査規程」及び年度計画に基づき、経営的見地から内部監査を行っております。監査結果は監理委員会にて結果報告を行い、課題があれば必要に応じ、週に1回開催される経営会議にて改善指示等を上程しております。
- ・ 内部監査室と会計監査人との連携について、内部監査室の監査結果について、財務報告に係る内部統制の評価に関わる内容を中心に情報共有を図り、健全な統制環境が維持できるよう、連携を深めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績が景気変動の影響を大きく受ける中で、株主の皆様への利益還元と業績を拡大していくための内部留保とのバランスを考慮し、適切な配当を行う事を基本方針としております。

また、内部留保金につきましては、業界環境の厳しい中、継続的な業績の伸張を図るため、事業拡大と経営基盤の強化に重点的な投資をしております。

このような方針の中で、当事業年度（平成29年4月期）は期末13円の1株当たり年間配当金26円となります。

貸借対照表

(平成29年4月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[4,828,426]	【流動負債】	[1,288,104]
現金及び預金	1,644,003	支払手形	26,975
受取手形	171,414	電子記録債権	199,819
電子記録債権	269,263	買掛金	327,357
売掛金	1,201,069	1年内返済長期借入金	33,200
商製品	20,491	未払金	125,758
製成品	371,554	未払法人税等	38,614
仕掛品	64,610	未払消費税等	61,742
原材料	67,185	未払費用	181,025
貯蔵品	5,594	賞与引当金	150,247
貸付品	923,376	その他の流動負債	143,365
繰延税金資産	72,273	【固定負債】	[194,376]
短期貸付金	2,663	長期借入金	8,700
未収入金	5,731	繰延税金負債	28,527
その他の流動資産	10,671	退職給付引当金	4,899
貸倒引当金	△1,477	資産除去債務	63,650
【固定資産】	[3,111,182]	その他の固定負債	88,597
(有形固定資産)	(1,931,881)	負債合計	1,482,481
建物	293,846	純資産の部	
構築物	107,806	【株主資本】	[6,403,783]
機械及び装置	7,414	(資本金)	(566,760)
車両及び運搬具	0	(資本剰余金)	(649,860)
工具器具及び備品	43,749	資本準備金	649,860
土地	1,449,594	(利益剰余金)	(6,106,145)
建設仮勘定	25,509	利益準備金	49,795
その他の有形固定資産	3,960	その他利益剰余金	6,056,349
(無形固定資産)	(13,521)	別途積立金	3,328,000
電話加入権	5,897	繰越利益剰余金	2,728,349
ソフトウェア	7,248	(自己株式)	(△918,981)
その他の無形固定資産	375	【評価・換算差額等】	[53,344]
(投資その他の資産)	(1,165,779)	(その他有価証券評価差額金)	(53,344)
投資有価証券	682,278	純資産合計	6,457,127
更生債権等	4,995	負債・純資産合計	7,939,609
長期預金	100,000		
保険積立金	95,365		
差入保証金	191,031		
その他の投資	100,795		
貸倒引当金	△8,685		
資産合計	7,939,609		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年4月21日から
平成29年4月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
施工売上高	6,790,126	
製商品売上高	1,370,504	
その他売上収入	99,114	8,259,746
売 上 原 価		
施工売上原価	4,613,290	
製商品売上原価	973,720	
その他売上原価	36,800	5,623,811
売 上 総 利 益		2,635,934
販売費及び一般管理費		1,913,236
営 業 利 益		722,697
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	3,726	
受取手数料	533	
受取賃貸料	1,882	
受取保険金等	4,852	
その他の営業外収益	12,867	23,862
営 業 外 費 用		
支払利息	474	
社債利息	146	
支払保証料	102	
減価償却費	1,905	
その他の営業外費用	7,008	9,637
経 常 利 益		736,922
特 別 損 失		
固定資産除売却損	435	435
税 引 前 当 期 純 利 益		736,486
法人税、住民税及び事業税	235,000	
法人税等調整額	20,716	255,716
当 期 純 利 益		480,770

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月21日から
平成29年4月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	566,760	649,860	649,860	49,795	3,328,000	2,414,314	5,792,110	△918,981	6,089,748
事業年度中の変動額									
剰余金の配当(注1)						△166,735	△166,735		△166,735
当 期 純 利 益						480,770	480,770		480,770
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	314,034	314,034	-	314,034
当 期 末 残 高	566,760	649,860	649,860	49,795	3,328,000	2,728,349	6,106,145	△918,981	6,403,783

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	48,479	48,479	6,138,227
事業年度中の変動額			
剰余金の配当(注1)			△166,735
当 期 純 利 益			480,770
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	4,865	4,865	4,865
事業年度中の変動額合計	4,865	4,865	318,900
当 期 末 残 高	53,344	53,344	6,457,127

(注) 1. 平成28年6月の取締役会における剰余金処分項目 83,367千円および平成28年12月に実施しました中間配当 83,367千円であります。

2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

定額法による償却原価法

その他有価証券 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品・仕掛品

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 賃貸用仮設材の評価基準及び評価方法

購入年度別の総平均法による原価法に基づく取得価額から使用可能期間で均等償却した減耗費を控除する方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備と構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～38年

構築物 10～15年

機械及び装置 2～10年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

技能実習生に対する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類の作成の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は、軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	11,414千円
土地	408,289千円
計	419,703千円
上記に対応する債務	-千円

2. 有形固定資産の項目別減価償却累計額

建物	530,431千円
構築物	293,958千円
機械及び装置	556,922千円
車両及び運搬具	354千円
工具器具及び備品	260,105千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数 7,618,000株 (普通株式)

2. 自己株式の総数 1,205,110株 (普通株式)

3. 剰余金の配当

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月2日 取締役会	普通株式	83,367千円	13.00円	平成28年4月20日	平成28年6月24日
平成28年11月1日 取締役会	普通株式	83,367千円	13.00円	平成28年10月20日	平成28年12月27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成29年6月1日の取締役会において、次のとおり決議されております。

・配当金の総額	83,367千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たりの配当額	13.00円
・基準日	平成29年4月20日
・効力発生日	平成29年6月23日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産	
賞与引当金	45,555千円
未払社会保険料	13,056千円
前払費用	4,302千円
未払事業税	4,053千円
棚卸資産評価損	3,519千円
未払金	967千円
貸倒引当金	448千円
その他	898千円
繰延税金資産合計	<u>72,801千円</u>
繰延税金負債	
特定退職金共済拠出金前払	<u>△527千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△527千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>72,273千円</u>

(固定の部)

繰延税金資産	
減損損失	91,808千円
長期未払金	25,937千円
資産除去債務	19,152千円
借地権	5,018千円
貸倒引当金	2,613千円
ゴルフ会員権評価損	1,504千円
退職給付引当金	1,474千円
その他	664千円
評価性引当金	<u>△146,697千円</u>
繰延税金資産合計	<u>1,476千円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△22,962千円</u>
資産除去債務 (固定資産計上)	<u>△7,042千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△30,004千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△28,527千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な項目別内訳

法定実効税率	30.8%
(調整)	
住民税等均等割	3.2%
交際費	0.8%
役員賞与	0.6%
特別控除による影響 (試験研究費)	△0.3%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>34.7%</u>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については投機的な投資は行わない方針であり、低リスクの金融商品に限定しております。また、資産調達については銀行等金融機関からの借入や社債発行によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財政状況等の把握を行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）であり、期限前解約権は銀行のみが保有しており、当社から解約を行う場合、これに付帯するデリバティブ部分に損失が生ずる可能性があります。必要な運転資金及び設備投資資金は手元に確保しており、満期日まで継続して預金として保有する予定であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、固定金利による借入及び発行を実施し、リスクの低減を図っております。

また、支払手形、買掛金、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年4月20日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,644,003	1,644,003	－
(2) 受取手形	171,414	171,414	－
(3) 電子記録債権	269,263	269,263	－
(4) 売掛金	1,201,069	1,201,069	－
投資有価証券			
(5) ①満期保有目的の債券	100,244	100,438	193
②その他有価証券	582,033	582,033	－
(6) 長期預金	100,000	96,851	△3,148
資産計	4,068,029	4,065,073	△2,955
(1) 支払手形	26,975	26,975	－
(2) 電子記録債務	199,819	199,819	－
(3) 買掛金	327,357	327,357	－
(4) 長期借入金	41,900	41,939	39
負債計	596,052	596,091	39

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)電子記録債権、(4)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は簿価にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(6)長期預金

長期預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1)支払手形、(2)電子記録債務、(3)買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は簿価にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、1年内返済長期借入金も含めて表示しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,006円90銭
2. 1株当たり当期純利益	74円97銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成29年4月4日の取締役会において、有限会社山陽セイフティーサービスの足場施工サービス事業を譲り受けることを決議し、平成29年4月21日に当該事業を譲り受けております。

1. 譲り受ける相手会社の名称及びその事業内容、対象となった事業の内容、事業の譲受の理由、譲受日、企業結合の法的形式、譲受会社の名称

(1) 譲り受ける相手会社の名称及びその事業内容

名称：有限会社山陽セイフティーサービス

事業内容：足場施工サービス

(2) 対象となった事業の内容

ビケ足場を利用した足場施工サービス事業

(3) 事業の譲受の理由

効率的な商圈確保と施工スタッフ増強

(4) 譲受日

平成29年4月21日

(5) 企業結合の法的形式

事業譲受

(6) 譲受会社の名称

株式会社ダイサン

2. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	120,000千円
取得原価		120,000

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 1,250千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額並びにその主要な内訳

当事業年度末において、識別可能な資産の特定及び時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了しておりません。また、譲り受ける負債はありません。

(その他の注記)

資産除去債務に関する注記

当社は、事業用土地の所有者との間で締結している不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を有しているため、資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年から45年、割引率は0.000%から2.116%を採用しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

(単位:千円)

期首残高	55,479
名古屋・北九州サービスセンター 移転による減少額	△1,624
滋賀サービスセンター 改修による増加額	3,956
埼玉北サービスセンター 開設による増加額	3,680
名古屋・北九州サービスセンター 移転による増加額	1,627
時の経過による調整額	532
期末残高	63,650

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年6月1日

株 式 会 社 ダ イ サ ン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任

社 員 公認会計士 大 村 茂 ㊞

業務執行社員

指定有限責任

社 員 公認会計士 池 田 哲 雄 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイサンの平成28年4月21日から平成29年4月20日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月21日から平成29年4月20日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成29年4月4日開催の取締役会において、有限会社山陽セイフティーサービスの足場施工サービス事業を譲り受けることを決議しております。

平成29年6月2日

株式会社ダイサン 監査等委員会

監査等委員（社外）	裴	薫	Ⓔ
監査等委員（社外）	石	光 仁	Ⓔ
監査等委員（社外）	豊 田	孝 二	Ⓔ

- (注) 1. 監査等委員 裴 薫、石 光仁及び豊田 孝二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 監査等委員 豊田 孝二は、平成28年12月6日に常勤監査等委員 森 義明が逝去されたことに伴い、監査等委員の法定員数を欠くことになったため、大阪地方裁判所に仮取締役（一時監査等委員の職務代行者）の選任の申立てを行い、平成29年3月3日に同裁判所より仮取締役（一時監査等委員の職務代行者）として選任され就任しております。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	三浦基和 (昭和24年10月5日生) 再任 取締役在任期間41年4ヶ月	昭和49年4月 当社入社 昭和50年12月 当社専務取締役 昭和57年7月 当社代表取締役社長 平成27年4月 当社代表取締役会長（現任）	1,218,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>30年以上、当社の代表取締役として経営を行い、現在の業界での地位を築き上げた実績と経験を評価し、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	ふじ た たけ とし 藤田 武敏 (昭和43年11月20日生) 再任 取締役在任期間10年	平成5年10月 当社入社 平成12年6月 当社大阪サービスセンター係長 平成13年4月 当社第一営業企画部課長 平成14年4月 当社営業企画部部長 平成15年2月 当社住環境事業部部長 平成15年7月 当社執行役員住環境事業部部長 平成17年10月 当社執行役員住環境事業部リーダー 平成19年7月 当社取締役 平成20年3月 当社営業本部長 平成23年11月 当社施工営業本部長兼 近畿・京滋東海エリア統括部長 平成25年10月 当社専務取締役 平成26年2月 当社施工営業本部長 平成27年4月 当社代表取締役社長(現任) 平成28年6月 当社営業本部長(現任)	13,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>当社に入社後、複数の事業と要職を経験し、事業基盤の基礎を構築した実績と、その手腕を評価しております。また、年齢も48歳と経営者の中では比較的若い世代であり、今後における当社の成長に、力強く貢献いただけると考え、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	おか みつ まさ のり 岡 光 正 範 (昭和24年11月26日生) 再任 取締役在任期間6年	昭和47年4月 ナショナル住宅建材株式会社 (現 パナホーム株式会社) 入社 平成元年8月 東京ナショナル都市住宅株式会社 代表取締役専務 平成10年4月 神奈川東パナホーム株式会社 代表取締役専務 平成13年4月 株式会社ナテックス代表取締役専務 平成15年5月 同社代表取締役社長 平成22年1月 当社入社 平成23年4月 当社首都圏ブロック統括部長 平成23年7月 当社取締役 平成23年9月 当社首都圏エリア統括部長 平成26年6月 当社常務取締役(現任) 平成28年2月 当社施工営業本部長 平成28年6月 当社施工サービス本部長	5,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>住宅業界における経営者としての経験と、当社に入社以来、施工サービス事業の成長基盤となっている首都圏地区での多大な実績を評価し、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、平成28年12月6日に監査等委員である取締役森 義明氏が逝去により退任され、監査等委員である取締役に欠員が生じたため、平成29年3月3日に大阪地方裁判所において、監査等委員である仮取締役として豊田 孝二氏が選任され就任いたしました。監査等委員である仮取締役の任期は、本総会で後任の監査等委員である取締役が選任されるまでとなっております。

つきましては、あらためて監査等委員である取締役として豊田 孝二氏の選任と併せ、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p>裴 薫 (昭和28年3月30日生) 再任 社外監査役在任期間16年 監査等委員である 社外取締役在任期間2年</p>	<p>昭和63年4月 大阪弁護士会弁護士登録 平成2年9月 当社法律顧問 平成5年3月 東亜法律事務所開設 平成9年8月 心斎橋総合法律事務所副所長 平成11年7月 当社監査役 平成15年2月 オルビス法律事務所開設 平成19年3月 弁護士法人オルビス開設、 代表社員(現任) 平成27年7月 当社監査等委員である社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士法人オルビス 代表社員</p>	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由) 平成11年7月より、当社の監査役および監査等委員である取締役として、監査業務に従事いただいていることから、社外の立場でありながらも、当社の事業・財務・組織等に関する十分な知識を有されており、また、長年の法曹として培われた専門知識とご経験が、当社の企業統治体制のさらなる強化に貢献いただけるものと考え、監査等委員である社外取締役の候補者として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、裴 薫氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 裴 薫氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、裴 薫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 裴 薫氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	石 光 仁 (昭和32年9月14日生) 再任 社外監査役在任期間15年 監査等委員である 社外取締役在任期間2年	昭和60年 8月 日本公認会計士協会 公認会計士登録 平成元年 7月 石光仁公認会計士事務所(現 公認会計士税理士石光仁事務所) 開設、 所長(現任) 平成12年 7月 当社監査役 平成27年 7月 当社監査等委員である社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士税理士石光仁事務所所長	2,000株
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>平成12年7月より、当社の監査役および監査等委員である取締役として、監査業務に従事いただいていることから、社外の立場でありながらも、当社の事業・財務・組織等に関する十分な知識を有されており、また、長年、公認会計士の立場で、会計・財務に関する専門家として、社外における経営指導を多数実施していることから、当社の企業統治体制のさらなる強化に貢献いただけるものと考え、監査等委員である社外取締役の候補者として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、石 光仁氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 石 光仁氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、石 光仁氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 石 光仁氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">とよ だ こう じ 豊 田 孝 二 (昭和43年2月3日生) 再任 監査等委員である 仮社外取締役在任期間4ヶ月</p>	<p>平成3年4月 明治生命保険相互会社(現 明治安田生命保険相互会社) 入社</p> <p>平成8年10月 朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所</p> <p>平成16年10月 弁護士登録 弁護士法人三宅法律事務所入所</p> <p>平成16年11月 公認会計士登録</p> <p>平成24年4月 アクシア法律会計事務所開設、 所長(現任)</p> <p>平成29年3月 当社監査等委員である仮社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) アクシア法律会計事務所所長</p>	一株
<p style="text-align: center;">(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>平成29年3月より、監査等委員である取締役の職務を一時行う者として、当社の監査業務に従事いただいております。過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士および公認会計士としての実務を通じて培われた専門知識とご経験、並びに社外の立場より、新たな観点で当社の企業統治体制を監視、監査いただけるものと考え、監査等委員である社外取締役の候補者として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 豊田 孝二氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。
3. 豊田 孝二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
4. 豊田 孝二氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

第3号議案 補欠取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件

法令の定める取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の取締役1名の選任をお願いするものであります。補欠の取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">いし かわ ひで ひさ 石 川 秀 久 (昭和26年4月19日生) 新任</p>	<p>平成2年2月 当社入社 平成6年2月 当社大分サービスセンター所長 平成10年2月 当社ビケレンタルシステム事業部 大阪サービスセンター所長 平成14年2月 当社レンタル事業部九州エリア 統括部長 平成21年4月 当社施工指導課リーダー 平成28年6月 当社施工サービス部チーフ 平成29年3月 当社人財開発部チーフ（現任）</p>	<p>－株</p>
<p>(補欠の取締役候補者とした理由) 長年に亘り、当社の安全衛生活動に従事するだけでなく、経営課題である施工スタッフの採用活動にも尽力されるなど、多大な功績を評価し、補欠の取締役候補者として、選任をお願いするものであります。</p>		

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階「浪華」の間
電話 06-6646-1111 (代表)

交 通 南海電鉄なんば駅直結。(3階改札口より専用エスカレーター有)
地下鉄御堂筋線・四つ橋線・千日前線なんば駅、
近鉄線・阪神なんば線 大阪難波駅4番、5番出口 徒歩3分
(駐車場の用意はいたしていませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。)



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。